

2022年11月22日発出

件名:【注意喚起】インドネシア製シロップ製剤の使用について(追加)

(ポイント)

当国保健省はインドネシア製シロップ製剤について追加の警告情報を発出しております。

1 10月21日及び10月28日付で領事メールにて注意喚起したシロップ製剤の他、インドネシア国家医薬品食品監督庁(BPOM)が新たに指定したインドネシア製の複数のシロップ製剤についても発見した場合は保健省に通報するよう呼びかけております。

2 つきましては当国で購入したシロップ製剤を使用されている場合はこれら製品でないことを確認するようお願いいたします。また、多数のシロップ製剤が回収対象となっておりますが、回収されないまま販売されている場合も考えられますので、充分ご注意くださいようお願いいたします。

○保健省フェイスブック

<https://www.facebook.com/MinisteriodaSaudeTL/>

在東ティモール日本国大使館領事・警備班

住所: Avenida de Portugal, Pantai Kelapa, Dili, Timor-leste

電話: (国番号 670) 332-3131~2 緊急電話: 7723-1127

ホームページ: <http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

メール: ryoji.timor-leste@di.mofa.go.jp

(了)